

あわら市・坂井市AIを活用した上水道管路劣化診断業務

【共同調達】プロポーザル実施要領

令和8年5月

あわら市土木部上下水道課
坂井市建設部上下水道課

1. 業務概要

(1) 業務名称

あわら市・坂井市 AI を活用した上水道管路劣化診断業務

(2) 業務目的

現在、両市の水道事業の現状は、時間の経過とともに老朽化した水道管の耐震化や、災害に備えるための事前対策、減災など地域の安全と生活基盤を強化する必要性が急務となっている。

本業務は、は両市の水道事業の給水区域内において、将来的な有収率の向上・維持と管路の更新計画に反映可能な資料とするために、既存の GIS 水道管路管理システム内の配管図データを活用し、修繕台帳および漏水(修繕)事故履歴等を登録後、AI劣化診断機能を使用して機械学習を行い解析し、現状の施設劣化状況、漏水確率、管の余寿命を診断することによって、将来にわたって効率的な管路維持管理に活用することを目的に AI 劣化診断を共同発注にて実施する。

(3) 業務内容

別紙「あわら市・坂井市 AI を活用した上水道管路劣化診断業務共通仕様書」(以下「本仕様書」という。)のとおりとする。

(4) 履行期限

本業務の履行期間は、契約の翌日から令和9年3月31日までとする。

(5) 業務に要する経費

見積上限額(あわら市) 14,440,000円(消費税及び地方消費税を除く)

見積上限額(坂井市) 22,690,000円(消費税及び地方消費税を除く)

総見積上限額(あわら市・坂井市合計)37,130,000円(消費税及び地方消費税を除く)

この金額は、本事業を遂行する上での概算経費を示すものであり、契約金額とするものではない。なお、参考見積の金額が各市の見積上限額を超える提案を行った場合は参加申し込みを無効とする。また、令和8年度以降の保守費用は含まない。

2. 参加資格要件

本事業のプロポーザルに参加する者は、以下の要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 参加申込書の受付期間において、国、地方自治体の競争入札に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 「あわら市暴力団排除条例」(平成23年9月26日 条例第7号施行)第2条第1号から第3号に定める暴力団員等でなく、暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 「坂井市暴力団排除条例」(平成23年9月28日 条例第8号)第2条第1号から第3号に定める暴力団員等でなく、暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

(6) 法人税、事業税、消費税その他の地方税及び国税の区分を問わず一切の税金を滞納していないこと。

いこと。

- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001)の認証を事業所内で受けている事業者であること。
- (8) 給水人口2万人以上の事業体5箇所以上に対して本業務と同様の業務実績があること「過去5年以内 令和3年度～令和7年度」。なお、直接受託し納品したものに限る。
- (9) 本業務を複数の事業者が共同企業体を結成して申請する場合は、各構成員についても上記の(1)～(8)の要件を満たしていること。
- (10) 本仕様書の技術者資格要件を満たしていること。
- (11) 本仕様書に定める内容が遂行できること。

3. 選定スケジュール

公募から委託事業者選定までのスケジュールは以下のとおり

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 実施公告 | 令和 8年 5月 28日(木) |
| (2) 参加申請書提出期限 | 令和 8年 6月 10日(水) 17時必着 |
| (3) 質問受付期限 | 令和 8年 6月 16日(火) 17時必着 |
| (4) 質問回答期限 | 令和 8年 6月 22日(月) |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和 8年 6月 29日(月) 17時必着 |
| (6) プレゼンテーション及び審査 | 令和 8年 7月 中旬「予定」 |
| (7) 選定結果通知・契約締結 | 令和 8年 7月 下旬「予定」 |

4. 問い合わせ先・各種書類の提出先

質問および各種書類提出先は下記のとおり

〒919-0692

福井県あわら市市姫三丁目1-1

あわら市役所 土木部上下水道課 上水道グループ(担当 : 五十嵐)

TEL : 0776-73-8037(ダイヤルイン)

Eメール : jyogesui@city.awara.lg.jp

5. 実施要領書等の配布期間・場所等

- (1) 配布期間
令和 8年 5月 28日(木) 14時から
- (2) 配布方法
あわら市公式ホームページおよび坂井市公式ホームページからダウンロードすること。
※郵送、FAX、電子メール等による配布は行わない。
- (3) 配布資料
 - ① プロポーザル実施要領書
 - ② 共通特記仕様書
 - ③ 各種様式

6. 参加申し込み等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申請書(様式第1号および第2号)等を作成し、以下のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和 8年 6月 10日(水)17時必着「予定」とする。

内容に不備があるもの及び提出期限に遅れたものは受理しない。

(2) 提出方法

持参又は郵送とし、各1部を書面での提出とする。FAX、電子メール等による提出は認めない。

なお、提出期限経過後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(3) 提出先

「4. 問い合わせ先・各種書類の提出先」に記載のとおり。

(4) 提出書類

- ① 参加申請書兼誓約書(様式第1号、2号)
- ② 事業者概要書(様式3号)
- ③ 業務実績書(様式第4号)
- ④ ※業務実績表は、過去5年以内(令和3年度から令和7年度)の AI を用いた管路劣化診断業務の業務について記載すること。
- ⑤ 配置技術者調書(様式第5号)
- ⑥ 共同企業体協定書(様式6号)
- ⑦ 共同企業体概要書(様式7号)
- ⑧ 企画提案書(任意様式)
- ⑨ 「ISO/IEC27001(情報セキュリティマネジメントシステム)」証明書写し

(5) 参加を辞退する場合

参加申請書提出日以降に参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式第3号)を提出しなければならない。

7. 質問の受付及び回答

質問方法は、質問書「電子メール」を提出した場合に受け付けることとし、電話又は口頭による場合は受け付けない。

(1) 質問期間

令和 8年 6月 16日(火) 17時必着「予定」とする。

(2) 提出方法

電子メールを担当者まで送信すること。また、送信後に確認の電話をすること。

タイトルは、「実施要領書に関する質問」とすること。

(3) 提出先

「4. 問い合わせ先・各種書類の提出先」に記載のとおり。

(4) 質問に対する回答

全ての質問の一覧表を作成し、令和 8年 6月 22 日(月)「予定」までに全ての参加希望者に電子メールにて送信する。なお、質問への回答は、本実施要領書及び仕様書の追加又は修正とみなす。

8. 企画提案書等の提出

参加申込者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和 8年 6月 29 日(月) 17時必着「予定」とする。

(2) 提出方法

持参又は郵送(郵送については、提出期限内に到着したものに限り)。

(3) 提出先

「4. 問い合わせ先・各種書類の提出先」に記載のとおり

(4) 提出書類

① 企画提案書(任意様式)

(ア) 事業者概要

(イ) 業務実績

(ウ) 業務実施体制

(エ) 業務内容

② 見積書

※見積書は任意様式とし、本業務の両市それぞれの見積額を記載すること。また、見積内訳を作成し、企画提案書等とは別に見積書と見積内訳を封緘し、提出すること。

(5) 企画提案書の作成方法

① 企画提案書(様式任意)はA4版縦書きとすること。

② 文字サイズは11ポイント以上とし、見やすいフォントで作成すること。

③ 印刷は両面可とする。

④ 本業務に伴い導入する閲覧システムの翌年度以降の維持管費の概算を提示すること。

⑤ 最大20ページ以内(表紙・目次・インデックスは含めない。用紙サイズは基本 A4とし図面等の詳細説明が必要なものは A3 可とする)とすること。

⑥ 目次及びページ番号を付し、インデックス等を活用した見やすい製本とすること。

⑦ 正本2部(代表者印押印のもの)、副本 10 部(正本の写し)を提出すること。

⑧ 表紙は企画提案書とし、タイトルは「AIを活用した上水道管路劣化診断査業務【共同調達】プロポーザル」とすること。

⑨ 提出された企画提案書は返却しない。また、提出以降における企画提案書等の追加、差替え及び再提出は認めない。

⑩ 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

- ⑩ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。

9. プレゼンテーションの実施及び審査

(1) 審査方法

有識者等の審査員による選定審査会を設置し、提出書類による一次審査と、プレゼンテーションを行い評価する。

(2) プレゼンテーション

企画提案書の説明による審査を実施する。当日の追加資料の配布など、事前に提出された企画提案書以外、当日の追加資料配布は不可とする。

① 実施日

令和 8年 7月 中旬予定

② プレゼンテーションの所要時間

各社30分以内の説明と10分程度の質疑応答とする。

③ プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づき実施する。

④ 市側で準備できる機材は、プロジェクター、スクリーン各1式とし、その他必要な機材は参加者で用意すること。

(3) 注意事項

① プロポーザル実施日および開始時間や会場等詳細は、後日通知する。

② 指定時間に遅れた場合には、審査の対象としない。

③ プレゼンテーションの参加者は、1事業者5名以内とし、オンラインでの参加が必要な場合は必要最小限の人数の参加を認める。ただし、録画録音は禁止とする。

10. 選定方法

(1) 評価項目と配点

選定審査会は、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき、次の評価項目について総合的に審査し、評価する。

評価項目

| 評価項目 | 審査内容 |
|---------------|---------------------------|
| ●業務実施能力 | |
| 事業者概要 (5点) | ・企業規模の妥当性および業務内容から遂行上の安定性 |
| 受注実績 (10点) | ・AIを活用した管路劣化診断業務の実績 |
| ●業務提案内容 | |

| | |
|-----------------------|--|
| 業務実施方針 (5点) | ・両市の水道事業の現況や特性の理解 ・業務の実施工程 |
| 業務実施体制 (10点) | ・業務の実施体制(技術者の配置等) ・業務の具体的な実施方法 |
| AI 管路劣化診断の特徴 (25点) | ・AI 劣化診断システムの概要 ・劣化診断の精度向上の取り組み ・クラウド化 ・共同発注で得られる効果 |
| その他効果的な提案 (25点) | ・AI 管路劣化診断を活用した提案 (今後の更新計画、リスク管理等の市の業務に有用な提案) |
| ●価格評価 | |
| 見積金額 (20点) | ・見積金額の妥当性 |
| (合計100点) | ():配点 |

(2) 受託候補者の選定

- ①選定審査会において、評価項目で採点を行い、評価点の合計が最も高い事業者を受託候補者として選定する。
ただし、参加事業者が1者である場合は、評価項目の業務提案内容において、全審査員の平均評価点が60%に満たない場合は、上記の規定に関わらず優先交渉者とししない。
- ②最高得点の参加者事業者が2者以上ある場合は、当該参加事業者の評価項目の「業務提案内容」の得点が高い方を第1順位とし、さらに同点の場合は、委員長がくじ引きし、受託候補者を決定する。
- ③この選定審査により委託契約の受託者や契約金額が確定するものではない。

11. 選定審査結果の通知

- (1)選定審査の結果は、選定審査会に参加した事業者宛に書面(電子メール)にて通知するとともに、坂井市のホームページにて公表する。通知及び公表内容は、受託候補者の名称及び評価点合計とする。

12. 契約の締結

- (1)両市は、受託候補者の決定後、受託候補者と提案内容等に基づき契約条件等について協議の上、各々の市で契約を締結するものとする。ただし、受託候補者との両市の協議が成立しない場合は、次点者と協議を行うことができるものとする。
- (2)契約の締結に際し、各々の市の契約保証の規則に基づき契約保証をすること。

13. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出期限内に提出書類が提出されなかった場合
- ② 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載または不備があった場合
- ④ 審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- ⑤ 本事業の提案見積金額が上限を超過した提案を行った場合

14. その他

- ① プロポーザルや契約に係る経費等は、全て参加事業者の負担とする。
- ② 審査に係る質問や異議は一切認めない。
- ③ 提出された書類の修正または変更、返却一切応じない。
- ④ 提出書類は、参加事業者に無断でプロポーザルの選定以外に使用しない。
- ⑤ 情報開示請求があった場合、提出書類を公開する場合がある。